

退職給付引当金の改訂に係る論点等の整理について

1. 独立行政法人会計基準（以下、「独法会計基準」という）において今回改訂を検討する理由

独法会計基準は企業会計を原則としているが、『企業会計基準第 26 号 退職給付に関する会計基準』（改正平成 24 年 5 月 17 日 企業会計基準委員会）及び『企業会計基準適用指針第 25 号 退職給付会計に関する会計基準の適用指針』（改正 24 年 5 月 17 日、企業会計基準委員会）」（以下、「退職給付会計基準」という。）の改正を受けた適用については、「独立行政法人の会計処理に係る当面の取扱いについて（平成 26 年 1 月 8 日事務連絡）」が発出され、現在、以下のような対応を求めているところである。

○独立行政法人の会計処理に係る当面の取扱いについて（平成 26 年 1 月 8 日）（抜粋）
 （略）
 新基準に係る独立行政法人会計における対応については、独立行政法人制度改革に係る会計基準に関する検討と併せて整理することとし、当面の間、現行の会計処理及び表示の方法（注記による開示を含む。）を踏襲することとします。
 （略）

2. 退職給付会計基準の主な改正点に関連する独法会計基準の規定

退職給付会計基準の主な改正点	関連規定等
(1) 退職給付債務及び勤務費用の計算方法	注解 32
(2) 開示の拡充	Q80-5
(3) 複数事業主制度の取扱いの見直し	第 38 第 7 項
(4) 長期期待運用収益率の考え方の明確化	特になし
(5) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法（連結のみ）	第 38 第 1 項、 第 5 項
(6) 名称等の変更	第 38 第 1 項 ほか

3. 改訂事項の具体的検討

独法会計は、連結財務諸表が「主」の企業会計とは異なり、個別財務諸表が「主」である。そのため、退職給付会計基準において、個別財務諸表のみ適用とされている項目を中心に検討を進める。

その際、企業会計との制度の前提や財務構造等の違いを十分に考慮する必要がある。

(1) 退職給付債務及び勤務費用の計算方法

【退職給付会計基準の改正内容】

平成 24 年改正前	平成 24 年改正後
i. 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し	
期間定額基準が原則 (給与基準・支給倍率基準・ポイント基準は一定の要件を満たした場合のみ採用が可能)	期間定額基準と給付算定式基準の選択適用 (給付算定式基準とは、退職給付制度の給付算定式にしたがって各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法)
ii. 割引率の見直し	
(原則) 退職給付債務の見込支払日までの平均期間	退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するもの (例)

平成 24 年改正前	平成 24 年改正後
(容認) 従業員の平均残存勤務期間に近似した年数	・退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法 ・退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法
iii. 予想昇給率の見直し	
「確実に見込まれる」昇給等が含まれる	「予想される」昇給等が含まれる

【結論】

- ① 独法会計基準の修正有無：有
- ② 退職給付会計基準との整合性：整合させる
- ③ 理由：独法会計が企業会計と異なる方法を採用する積極的な理由はないことから、退職給付会計基準の改正を踏まえ、関連する独法会計基準の修正を行う。

(2) 開示の拡充

【退職給付会計基準の改正内容】

退職給付会計基準改正後の注記事項
i. 退職給付の会計処理基準に関する事項 ii. 企業の採用する退職給付制度の概要 iii. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 iv. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 v. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に係る負債及び資産の調整表 vi. 退職給付に関連する損益 vii. その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳 viii. 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳 ix. 年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む。） x. 数理計算上の計算基礎に関する事項 xi. その他の退職給付に関する事項

【結論】

- ① 独法会計基準の修正有無：無
- ② 退職給付会計基準との整合性：整合させる
- ③ 理由：注記事項は、独法会計基準において特段の定めはなく、独法会計基準 Q&A の「Q80-5」に次のような記述がなされている。

【参考】独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関する Q & A（抜粋）

Q80-5 会計基準第80第1項における その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報とは具体的にはどのような注記が考えられるか。

A

具体的には、金融商品関係、退職給付関係等の注記をいう。その他、各独立行政法人の状況に応じて、企業会計基準委員会の公表する会計基準、適用指針及び実務対応報告並びに財務諸表等規則などを参考のうえ適切な開示を行うものとする。

しかし、退職給付会計の専門性と現行実務に鑑み、一定の記載例を示し、必要最低限の開示の担保を図ることと、実務の観点から有用と考えられるため、現行の Q&A における金融商品の時価開示 (Q80-6-6)、賃貸等不動産の時価開示 (Q80-7-6) と同様、Q&A の中で開示の記載例を示す予定。

【参考】金融商品の時価開示の注記に関するQ & A（抜粋）

Q 80-6-6 金融商品に関する注記については、具体的にどのような内容を記載することとなるのか。

A（抜粋）

- 1 注解58においては、金融商品に関する具体的な注記内容を定めていない。このため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）を参考とし、重要性の乏しいものを除き、次の事項を注記する。
 - (1) 金融商品の状況に関する事項
 - (2) 金融商品の時価等に関する事項
- 2 時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由を注記する。
- 3 なお、注記は、全ての財務諸表にそれぞれ記載することが必要である。

【記載例1】一般的な独立行政法人の場合

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定し、財政融資資金及び金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債及び△△△格以上の社債のみを保有しており株式等は保有しておりません。

借入金等の使途は運転資金(主として短期)および事業投資資金(長期)であり、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	xxx	xxx	—
(2) 未収金	xxx	xxx	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	xxx	xxx	xxx
① 満期保有目的の債券	xxx	xxx	xxx
② その他有価証券	xxx	xxx	xxx
(4) 未払金	(xxx)	(xxx)	(—)
(5) 短期借入金	(xxx)	(xxx)	(—)
(6) 財投機関債	(xxx)	(xxx)	(xxx)
(7) 長期借入金	(xxx)	(xxx)	(xxx)

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 財投機関債

当法人の発行する財投機関債の時価は、市場価格によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

【記載例2】(略)

【参考】賃貸等不動産の時価開示の注記に関するQ & A（抜粋）

Q 80-7-6 賃貸等不動産に関する注記については、具体的にどのような内容を記載することとなるのか。

A

- 1 注解59においては、賃貸等不動産に関する具体的な注記内容を定めていない。このため、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号）を参考とし、重要性が乏しい場合を除き、次の事項を注記する。
また、管理状況等に応じて、注記事項を用途別、地域別等に区分して開示することができる。
 - (1) 賃貸等不動産の概要
 - (2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
 - (3) 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
 - (4) 賃貸等不動産に関する収益及び費用等の状況
- 2 時価を把握することが極めて困難な場合は、時価を注記せず、重要性の乏しいものを除き、その事由、当該賃貸等不動産の概要及び貸借対照表計上額を他の賃貸等不動産とは別に記載する。
- 3 賃貸等不動産の当期末における時価は、当期末における取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額と比較できるように記載する。
- 4 なお、注記は、全ての財務諸表にそれぞれ記載することが必要である。

【記載例】

当法人は、□□□長が認めた者の住宅等を確保するため、全国に△△住宅（土地を含む）を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：百万円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
×××	×××	×××	×××

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。

取得等による増加（〇〇住宅ほか〇箇所） ××百万円

譲渡等による減少（〇〇住宅ほか〇箇所） ××百万円

（注3）当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当法人で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産に関する平成××年3月期における収益及び費用等の状況は次の通りであります。

（単位：百万円）

賃貸収益	賃貸費用	その他 (売却損益等)
×××	×××	×××

（※）実務上把握することが困難なため、賃貸費用に計上していない費用がある場合には、その旨明記する。

(3) 複数事業主制度の取扱いの見直し

【退職給付会計基準の改正内容】

平成 24 年改正前	平成 24 年改正後
複数事業主間において類似した退職給付制度を有している場合には、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できない」ケースにはあたらないとみなす。	制度の内容を勘案して判断。

【結論】

- ① 独法会計基準の修正有無：無
- ② 退職給付会計基準との整合性：整合させる
- ③ 理由：複数事業主制度の会計処理は、独法会計基準第 38 に規定があるが、今回、退職給付会計基準で改訂された部分は、独法会計基準上の規定はなく、退職給付会計基準を準用して判断されるものである。
また、退職給付会計基準の改正は、実態に応じて判断することを求めるものであることから、会計基準上での修正は不要である。

【参考】複数事業主制度に関する独法会計基準の規定

第 38 退職給付引当金の計上方法

1～6 (略)

7 複数の事業主により設立された厚生年金基金に加入している場合においては、退職給付債務の比率その他合理的な基準により、独立行政法人の負担に属する年金資産等の計算を行うものとする。

8 (略)

(4) 長期期待運用収益率の考え方の明確化

【退職給付会計基準の改正内容】

従来の考え方に変更はなし。年金資産は将来の退職給付の支払いに充てるために積み立てられているものであることから、長期期待運用収益率の算定が、退職給付の支払いに充てられるまでの期間にわたる期待に基づくことが明確化された。

【結論】

- ① 独法会計基準の修正有無：無
- ② 退職給付会計基準との整合性：整合させる
- ③ 理由：退職給付会計基準の改訂では、期待運用収益率の設定の考え方が明確化されただけであり、独法会計基準にはその考え方が準用されるため、修正は不要。

(5) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法（連結のみ）

【退職給付会計基準の改正内容】

項目	平成 24 年改正内容
連結貸借対照表の取扱い	・ <u>未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用</u> について、連結貸借対照表の <u>純資産の部（その他の包括利益累計額）</u> で認識することとし、退職給付債務と年金資産の差額をそのまま負債または資産として計上する（未認識数理計算上の差異等の即時認識）
連結損益計算書、連結包括利益計算書の取扱い	・ 未認識数理計算上の差異等の処理方法について改正はなし（ <u>平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に償却</u> ）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数理計算上の差異等の当期発生額のうち、<u>費用処理されない部分については包括利益計算書において、「退職給付に係る調整額（その他の包括利益）」として計上</u>される。 ・ その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異等のうち、当期に費用処理された部分についてはその他の包括利益の調整を行う（リサイクリング）。
--	--

⇒ 連結貸借対照表は即時認識、連結損益計算書は遅延認識（単体は従来のとおり貸借対照表、損益計算書ともに遅延認識のため影響なし）

【結論】

- ① 独法会計基準の修正有無：有（連結貸借対照表及び連結損益計算書も即時認識しないことを基準で明記）
- ② 退職給付会計基準との整合性：整合させない
- ③ 理由：企業会計と異なり、独法会計においては個別財務諸表が「主」の財務諸表であるため、連結財務諸表と個別財務諸表とで異なる処理（貸借対照表の即時認識）を求める積極的理由がない。

また、独法会計には包括利益概念がなく、包括利益計算書を通して会計処理を行う退職給付会計基準と同様の手法が採用できない。

（6）名称等の変更

【退職給付会計基準改正内容】

平成 24 年改正前	平成 24 年改正後
退職給付引当金	退職給付に係る負債（連結のみ）
前払年金費用	退職給付に係る資産（連結のみ）
過去勤務債務	過去勤務費用
期待運用収益率	長期期待運用収益率

【結論】

- ① 独法会計基準の修正有無：有
- ② 退職給付会計基準との整合性：一部整合
- ③ 理由：退職給付会計基準と異なる名称を用いる積極的な理由がないことから、独法会計基準の該当する記述を修正する。

ただし、連結財務諸表で用いられる「退職給付に係る負債」、「退職給付に係る資産」については、未認識数理計算上の差異等の即時認識を前提とした名称のため、従来名称（退職給付引当金、長期前払費用）を使用する。

4. 適用時期の検討

平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することとしたい。

【理由】

- 開示の拡充と、退職給付債務の計算方法の適用時期をずらすことの積極的な理由がないため
- 上場会社は四半期財務諸表を作成する必要があるため、準備期間を考慮して平成 26 年 4 月 1 日から適用とされたと考えられる。独法は年度財務諸表のみ作成すれば十分であり、また、企業会計においてすでに運用が開始されている基準であり、平成 27 年 4 月 1 日適用としても実務上問題ないと考えられる。

【参考】退職給付会計基準の適用時期

- ・ 開示の拡充
 - ⇒ 平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用
- ・ 退職給付債務等の計算方法
 - ⇒ 平成 26 年 4 月 1 日から開始する事業年度の期首から適用